

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 8 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 20 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 8 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 050, 000 6, 440, 000	一括	1, 610, 000	75, 298	0
1	3, 090, 000				
2	4, 960, 000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 松山市星岡三丁目 |
| | 地 番 | 381 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 153.96 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 松山市星岡三丁目 381 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 381 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 66.31 平方メートル
2 階 48.66 平方メートル
3 階 9.93 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 11 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 松山市星岡三丁目 | |
| | 地 番 | 381 番 4 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 153.96 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 松山市星岡三丁目 381 番地 4 | |
| | 家屋 番号 | 381 番 4 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造鋼板葺 3 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 66.31 平方メートル |
| | | 2 階 | 48.66 平方メートル |
| | | 3 階 | 9.93 平方メートル |

令和 8 年(ケ)第 55 号

令和 8 年 7 月 29 日受理

令和 8 年 8 月 12 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松 山 地 方 裁 判 所

執行官 住 田 克 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 松山市星岡三丁目
地 番 381番4
地 目 宅地
地 積 153.96平方メートル
- 2 所 在 松山市星岡三丁目 381番地4
家屋 番号 381番4
種 類 居宅
構 造 木造鋼板葺3階建
床 面 積 1階 66.31平方メートル
2階 48.66平方メートル
3階 9.93平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	松山市星岡三丁目18-9		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 松山市地番図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり（3枚目）		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本建物を住居（空き家）として利用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり（3枚目）		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1. 公図（14条地図）上、物件1の土地の南東側には、地番377番27の土地（地目：公衆用道路、地積：120平方メートル、所有者：松山市）が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の南東側には、アスファルト舗装された道路（市道、建築基準法42条1項1号の道路）が隣接している。また、公図上、物件1の土地の北西側には道が、また、同土地の北東側には、水路を介して道が隣接するとされている。現況でも、物件1の土地の北西側には道が、また、同土地の北東側には、水路を介して道が、それぞれ隣接している（いずれも農道である。）。
2. 物件1の土地のうち、南側付近は概ねコンクリート舗装され、同所にはカーポート（工作物）が設置されている。一方、同土地のうち、その余の部分には、概ね物件2の建物の躯体が存している。なお、物件1の土地の南端付近には、電気の引込み用と思われる鋼製の電柱が存する。
3. 物件2の建物の1階DKの外部付近には、ウッドデッキ（工作物）が設置されているところ、同ウッドデッキについては、老朽化による損傷が見られる。また、同建物の玄関外部の概ね東側には、さしかけ（工作物）が設置されている。
4. 物件2の建物には、ロフトが設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

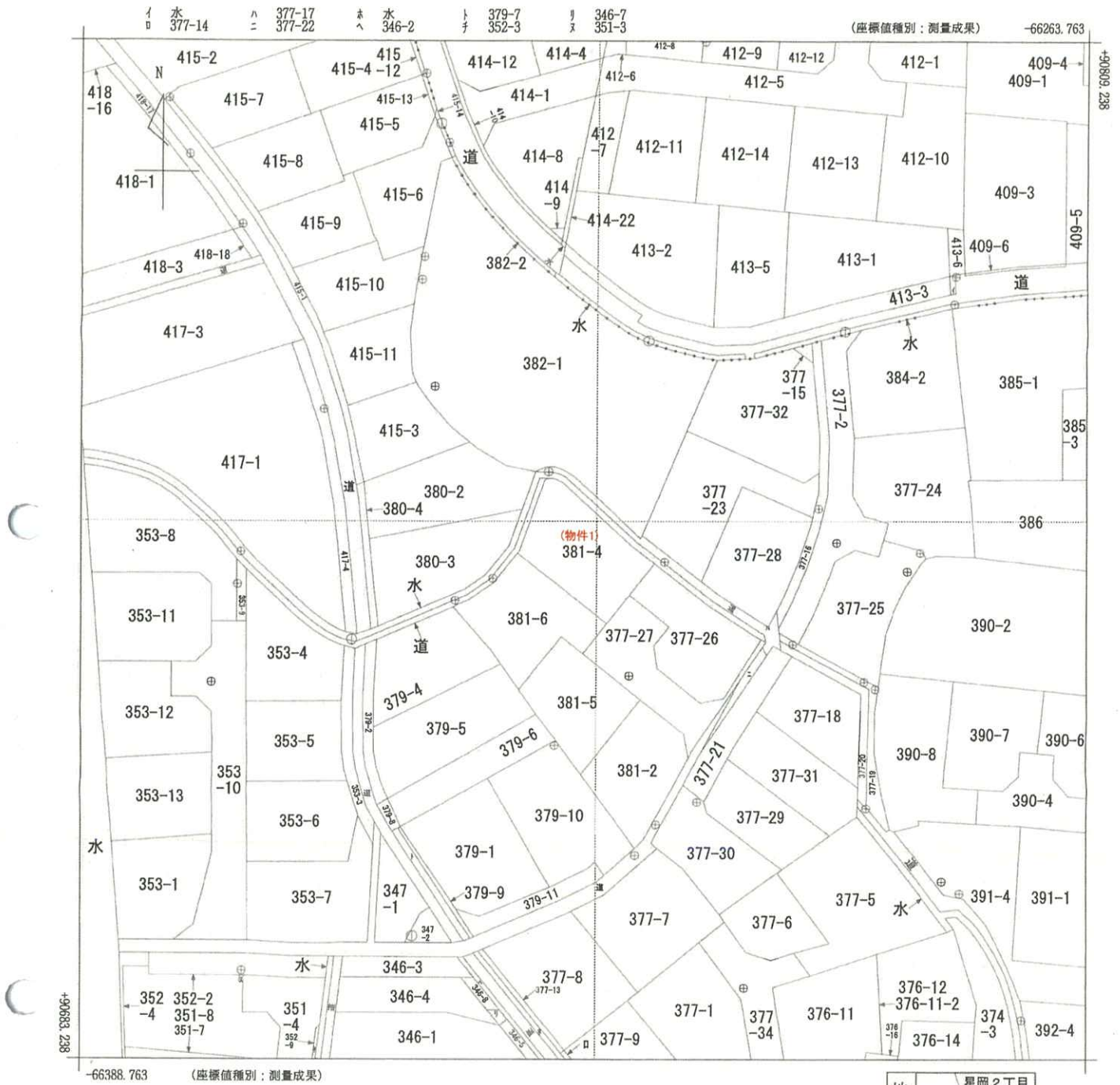
関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
☒ A (所有者)	1. 私は、平成16年9月に物件1の土地を購入し、同年12月に、同土地上に物件2の建物を新築しました。物件2の建物の新築後、私は、家族とともに同建物に居住していましたが、諸事情により、令和3年12月に、私は、物件2の建物から別地に転居しました。その後、物件2の建物には、元妻が、子とともに居住していましたが、令和7年8月ごろに、元妻らも同建物から転居しましたので、それ以降、当該建物は、空き家となっています。 2. 物件1の土地につき、同土地の四囲の各土地との間で、境界を巡る争いはありません。 3. 物件1の土地の南側付近は駐車場として利用していました。なお、同所に設置しているカーポートは、物件2の建物の新築後、確か1、2年後くらいに設置したものです。 4. 物件2の建物は、いわゆるオール電化住宅であり、電気給湯器は、私の買取り物件です。なお、物件2の建物の設備機器につき、リース等に係る物件はありません。 5. 物件2の建物につき、新築時以来、特段の増改築や修繕等を行っていません。また、特段の不具合箇所もないと思います。 6. 以前は、物件2の建物内において、小型犬1匹を飼育していました。 7. 物件1及び2の土地建物につき、事件や事故等はありません。また、自然災害に見舞われたこともありません。 (8月6日 電話により聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月30日(木) 9:00~9:30	松山地方法務局	公図, 登記事項等の閲覧, 謄写
令和8年7月30日(木) 10:00~10:30	松山市役所(資産税課)	建物間取図等資料収集
令和8年7月30日(木) 12:00~12:30	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 調査立会 依頼文書を投函
令和8年7月30日(木) 14:00~15:00	松山市役所(建築指導課)	建築確認概要書等閲覧
令和8年7月31日(金) 15:20~15:50	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査, 調査立会 依頼文書を投函
令和8年8月6日(木) 9:30~10:30	物件所在地	立入調査, 写真撮影(評価人と同行)
令和8年8月6日(木) 15:11~15:34	携帯電話	関係人から聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 8 月 6 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



星岡2丁目
星岡3丁目
地番区域見出

請求部	所在	松山市星岡三丁目				地番	381番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成26年2月			備付年月日(原図)	平成27年3月25日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。A3版をA4に縮小

登記年月日：平成16年12月21日

553883

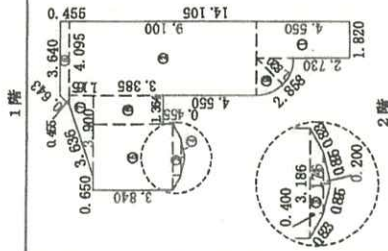
各階平面図

建物図面

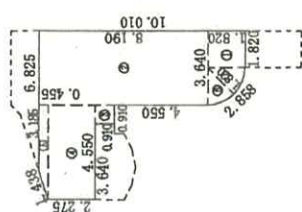
家屋番号 381番4

建物の所在 松山市豊岡町381番地4

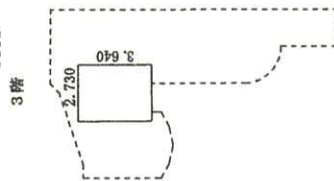
星岡三丁目



求積表	
①	1.820×4.550
②	3.640×9.100
③	$(1.746 + 3.186) \times 0.400 / 2$
④	$1.746 \times 0.200 / 2$
⑤	3.186×3.840
⑥	1.364×3.385
⑦	$(3.900 + 0.455) \times 1.165 / 2$
⑧	$(4.095 + 3.640) \times 0.455 / 2$
⑨	$3.14 \times 1.820^2 / 4$
合計 66.3140800	
床面積 66.31 m ²	



求積表	
①	1.820×1.820
②	3.640×8.190
③	0.910×0.910
④	4.550×2.275
⑤	$(4.550 + 3.185) \times 0.455 / 2$
⑥	$3.14 \times 1.820^2 / 4$
合計 48.6632625	
床面積 48.66 m ²	



求積表	
$2.730 \times 3.640 = 9.937200$	
合計 9.937200	
床面積 9.93 m ²	



作製者

縮尺 1/250 (平成16年12月14日作製)

申請人

縮尺 1/500

平成16年12月21日登記

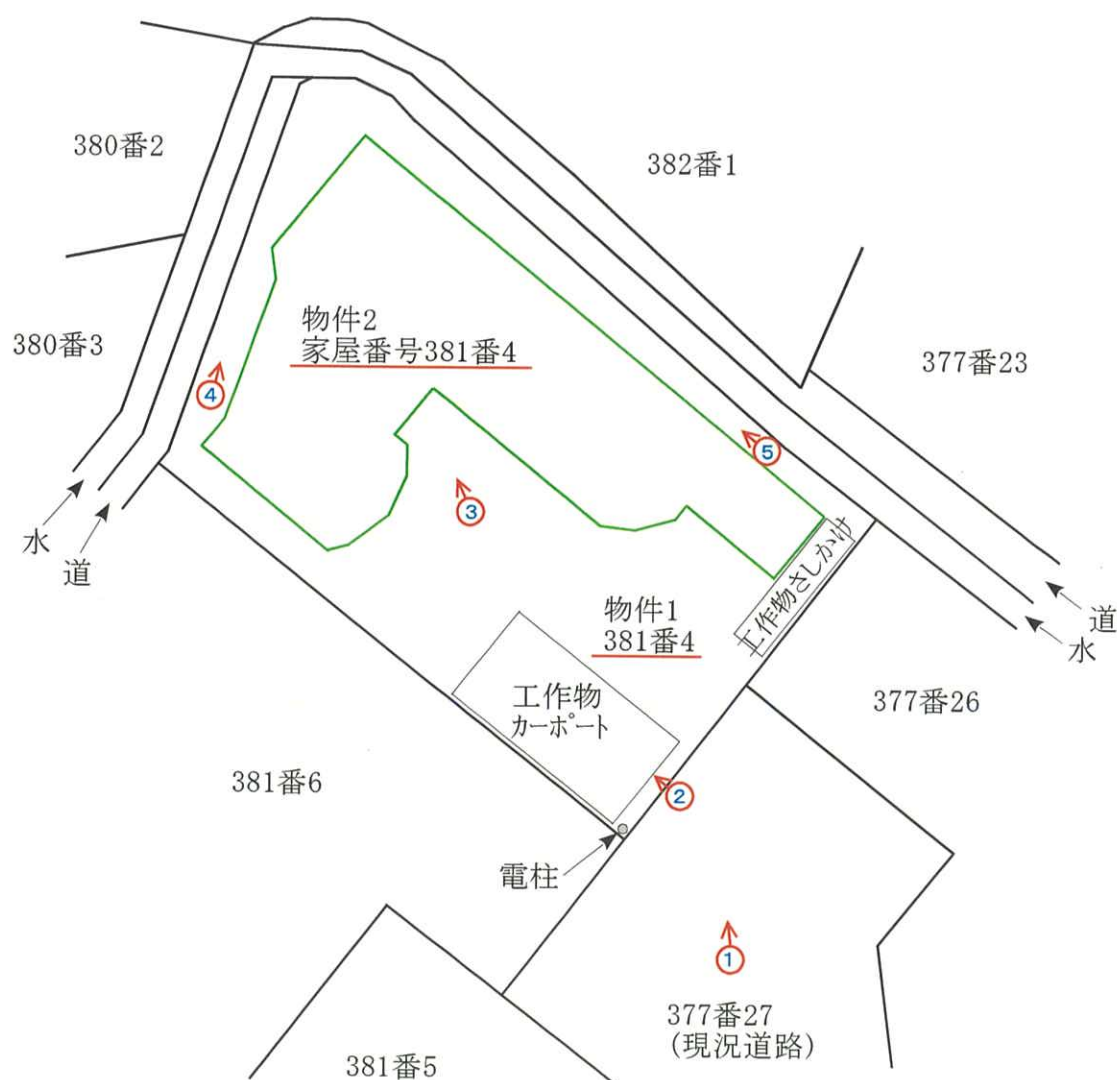
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月30日 松山地方裁判所

登記官

(7枚目)

請求番号：7-6

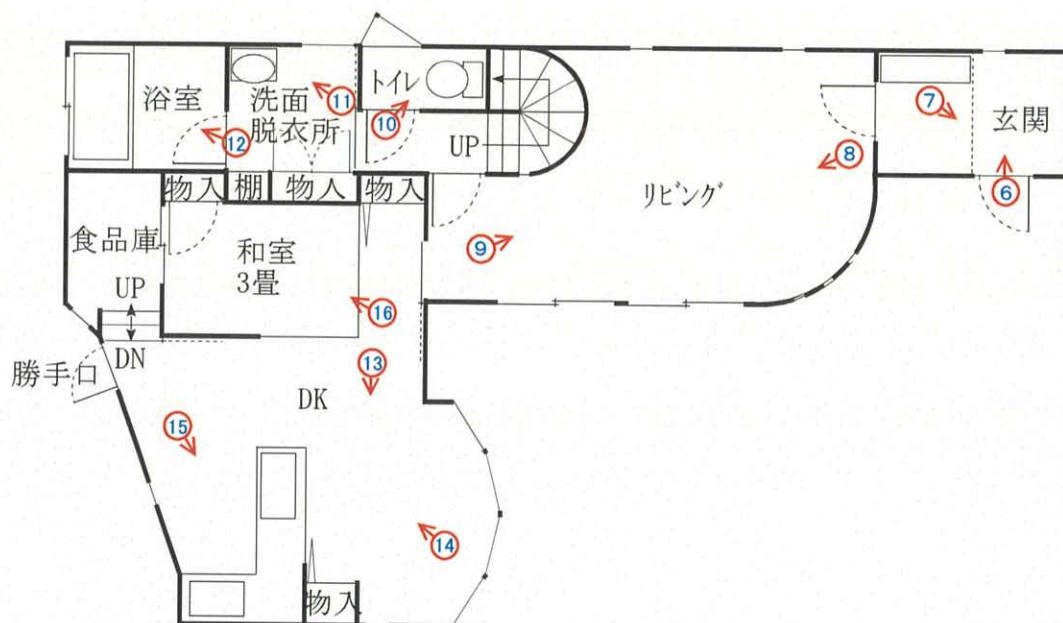
A3版をA4に縮小



*この図は公図、建物図面、松山市地番図、住宅地図、現況等を参考に作成した概略図であり、境界等を示すものではない。

土地建物位置関係図

(8 枚目)

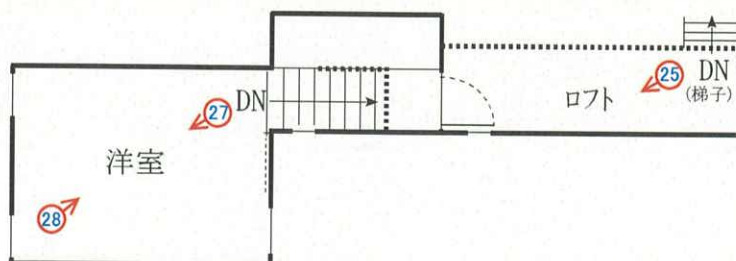


物件2
家屋番号
381番4
居宅

1階



2階



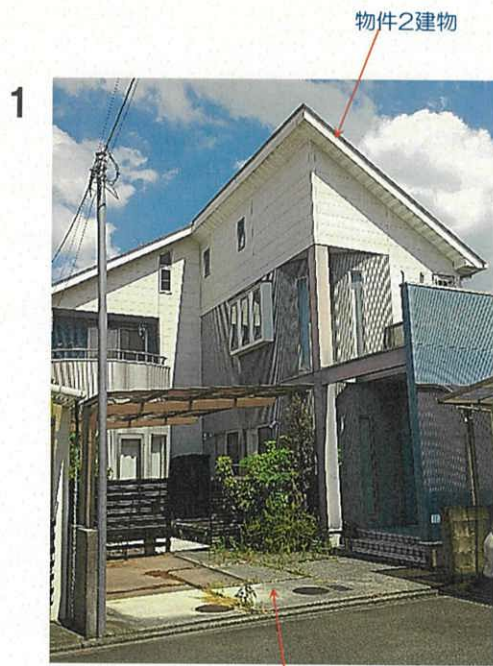
3階

写真撮影位置・方向

(概略図)

建 物 間 取 図

(9 枚目)



6 以下、物件2建物内部



7



8



9



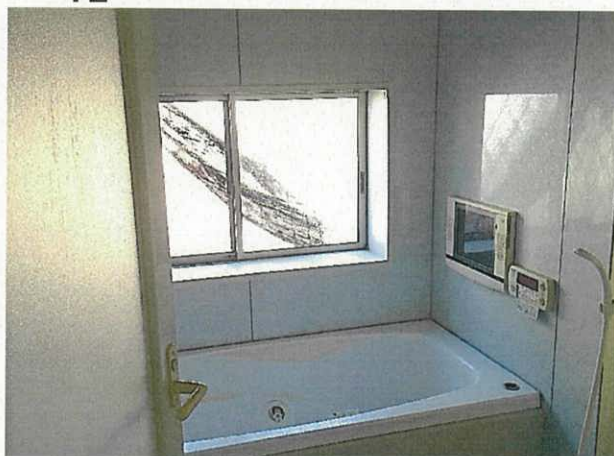
10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



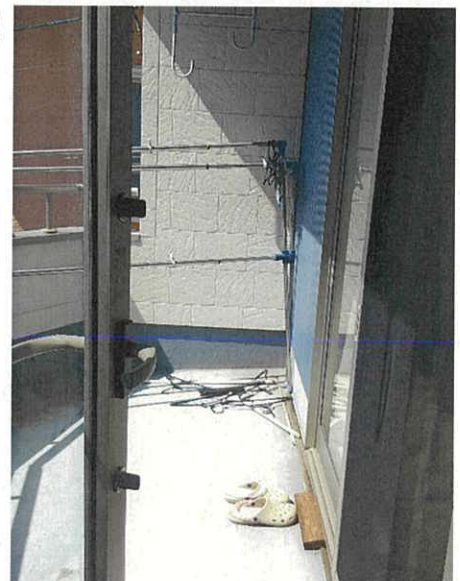
20



21



22



23



24



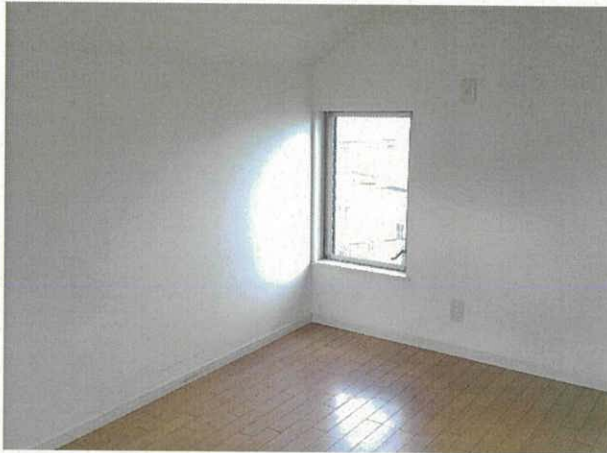
25



26



27



28



令和8年（ケ） 第 55 号

令和8年8月6日 現地調査

令和8年8月12日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 本 孝 明

印

第1 評価額

一 括 価 格			
金		8,050,000	円
内 訳 価 格			
物件1(土地)	金	3,090,000	円
物件2(建物)	金	4,960,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	松山市星岡三丁目 381番4 宅地 153.96㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	松山市星岡三丁目381番地4 381番4 居宅 木造鋼板葺3階建 1階 66.31㎡ 2階 48.66㎡ 3階 9.93㎡	同左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	伊予鉄道高浜横河原線「福音寺」駅の南西方 道路距離 約 1,100m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	松山市役所から南東方、「星岡」地区に位置し、中小規模の戸建住宅等が建ち並ぶ地域である。 地域の標準的街路は幅員約4mの舗装道路であり、系統連続性は普通である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% — —
画 地 条 件	地 積 形 状 間口・奥行 そ の 他	153.96㎡ ほぼ長方形地 間口 約5m 奥行 約15m —
接面道路の状況	南東側 幅員 約4m 舗装 市道（石井407号線） 北側 幅員 約1m 未舗装 道路 ・上記南東側市道は建築基準法上の道路である。 ・上記南東側及び北側道路とそれぞれほぼ等高に接面している。 ・上記南東側市道は開発道路(H14-117)である。	
土地の利用状況等	・物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。 ・隣地は戸建住宅等である。	
供給処理施設	上 水 道： あり 都市ガス： なし（オール電化住宅） 下 水 道： あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・土壌汚染について、松山市環境指導課に聴取したところ、有害物質使用特定施設の届出の履歴はなく、昭和49～53年当時航空写真及び登記簿謄本により土地の履歴調査をしたが、土壌汚染の可能性は低いと判断されるので、評価にあたっては当該要因を除外して評価する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物								
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成16年12月12日 新築 経 過 年 数：約 22 年（新築時より） 経済的残存耐用年数：約 3 年								
仕 様	構 造：木造 屋 根：鋼板葺 外 壁：板張り外 内 壁：クロス張り、板張り外 天 井：クロス張り、板張り外 床：畳敷き、板張り外 設 備：電気、給排水設備等 そ の 他：オール電化住宅								
床面積(現況)	<table> <tr> <td>1 階</td><td>66.31m²</td></tr> <tr> <td>2 階</td><td>48.66m²</td></tr> <tr> <td>3 階</td><td>9.93m²</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>124.90m²</td></tr> </table>	1 階	66.31m ²	2 階	48.66m ²	3 階	9.93m ²	合 計	124.90m ²
1 階	66.31m ²								
2 階	48.66m ²								
3 階	9.93m ²								
合 計	124.90m ²								
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：現況調査報告書参照								
品 等	普通								
保守管理の状態	普通								
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり 競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。								
特 記 事 項	・ 建築確認概要書 H16.8.30 No.1330 にて新築状況を確認した。 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 本件建物の不具合等、詳細は現況調査報告書参照。								

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	79,000	0.99	153.96	0.95	11,440,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)：

地価調査 松山(県)-37

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $97,100\text{円}/\text{㎡} \times 100.5 / 100 \times 100 / 103 \times 100 / 120 = 79,000\text{円}/\text{㎡}$
 (百円未満四捨五入)

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 画地条件等を考慮した。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件等を考慮した。

イ 個別格差： 画地条件等を考慮した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	175,000	124.90	0.09	1,970,000

ウ 現価率(定額法)：

- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。

経過年数 22年、経済的残存耐用年数 3年、 残価率 0%

観察減価法(保守管理の状況： 普通)による補正

▲20%を併用して下記のとおり査定した。

- ・現価率 = { 0% + (1 - 0%) × (3 年 / (22年 + 3年) } × (1 - 20%)
 = 0.09

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ
1	11,440,000	0.55	法定地上権	6,290,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	11,440,000	-6,290,000		1.00	0.60	3,090,000
2	1,970,000	+6,290,000	1.00	1.00	0.60	4,960,000
一括価格 (合計)						8,050,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価調査価格 松山(県)-37
所 在 : 松山市星岡4丁目270番27[星岡4-10-47]
価 格 : 97,100円/㎡
位 置 : 福音寺 1,400m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 204㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南4m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域 第1種低層住居専用地域
(建ぺい率50%、容積率80%)
地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

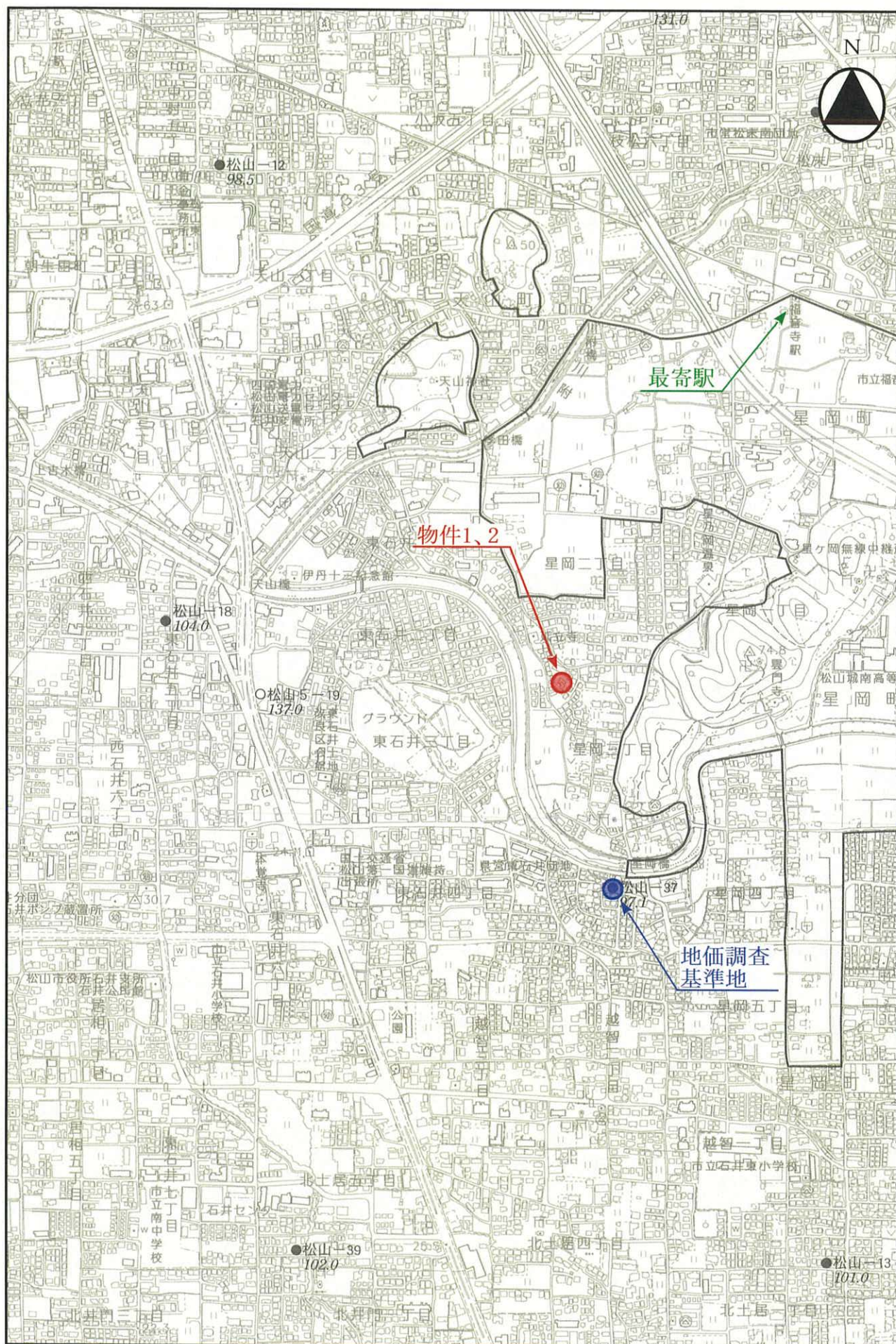
- 物 件 1 : 6,748,066円
物 件 2 : 4,253,855円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

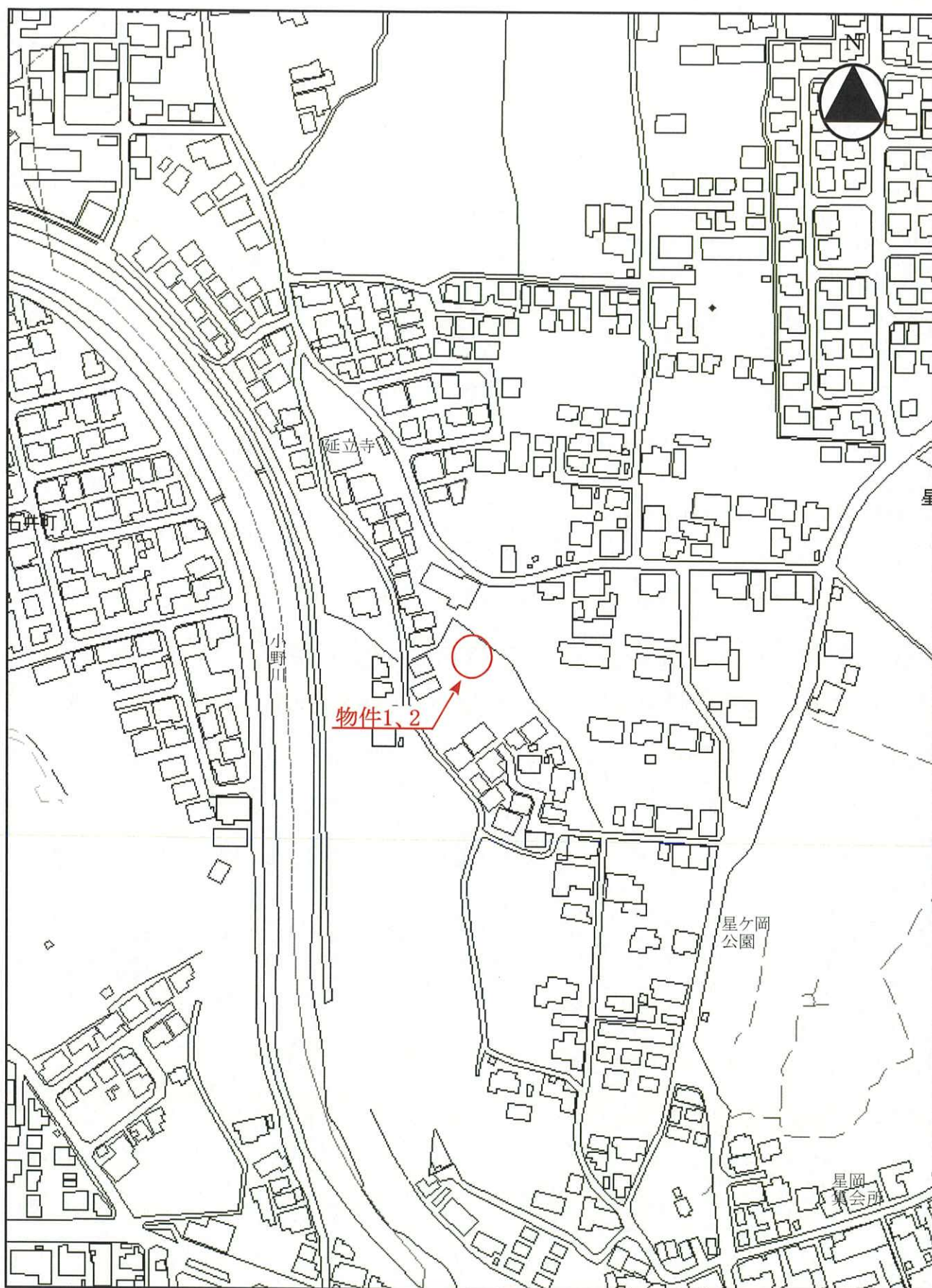
- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 建物図面写し・各階平面図写し

以 上



位置図

令和7年度『愛媛県地価調査書』 S≒1/10,000



位置図

国土交通省 国土地理院
基盤地図情報サイトより $S=1/2,500$
<https://maps.gsi.go.jp>



(座標值種別：測量成果)

地番区域見出

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

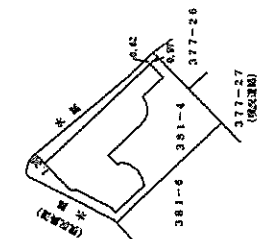
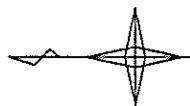
登記官

553883

面
圖
物
建

381番4

III
T
III
III
III



	求	價	表
①	$1.820 \times$	1.820	≈ 3.312400
②	$3.640 \times$	8.190	≈ 29.831600
③	$0.910 \times$	0.910	≈ 0.828100
④	$4.550 \times$	2.275	≈ 10.351250
⑤	$(4.550 + 3.185) \times$	$0.455 / 2$	≈ 1.7597125
⑥	$3.14 \times$	$1.820^2 / 4$	≈ 2.6002

合計 48.6632625
 底面積 48.66 ㎡

求 積 表	
2.730×3.640	$= 9.937200$
合 計	9.937200
床面積	9.93 m ²

合 計	48.6632625
床面積	48.66 m ²

(平成16年12月14日作製)

250
英尺

申請人

縮尺 500

平成16年12月21日登記

宣和 8 年 7 月 30 日

松山地方事務局

2012